

豊橋市民病院で発生した医療事故について

「手根管開放術を行った際に、正中神経を損傷した事例」

1. 事故の概況

近医で両手根管症候群(注1)の保存治療を受けていた患者さんが、平成22年1月に手術治療のため、紹介により豊橋市民病院整形外科を受診しました。同年3月に左手の手根管開放術を実施し、左手の腫れが改善した後の同年6月、右手の手根管開放術を実施しましたが、その直後から患者さんの右手の母指、示指にしびれと痛みが出現しました。約2か月間の保存治療をしましたが改善されず、原因究明のため再手術を実施したところ、正中神経の損傷を認めたため、可能な限り神経を縫合しました。

その後、長期のリハビリ等を実施しましたが、現在に至るまで右手の母指、示指の機能障害及び知覚障害が残存しています。この間にも病院として患者さんと話し合いをしていましたところ、患者さんは平成24年2月、本市を相手方として愛知県弁護士会紛争解決センターにあっせん・仲裁の申立てを行いました。

同年4月患者さん側から同センターへ和解解決案が提示され、これを基に協議した結果、当院として受け入れることで合意し、同年7月和解契約書を結びました。

(注1) 手根管症候群

手指を支配する正中神経が手関節掌側にある手根管というトンネルで圧迫された状態。母指から中指にかけて痺れ感、ピリピリ、ヒリヒリした痛みが現れます。原因は不明で女性に多く発症します。

2. 改善策

手術に際しては、チーム医療に徹し、手術の主要な部分では複数の医師により確認作業を行うように徹底いたしました。